

平成28年10月1日

一部改正 令和2年3月12日

一部改正 令和2年6月10日

一部改正 令和3年3月24日

鹿屋航空基地隊オープンカウンター方式実施要領（部外用）

1 趣 旨

本件は、公共サービス改革法に基づく「自衛隊の事務用品の調達事務を民間委託することについての検討」のうち、公物等監理委員会のヒアリング結果に基づく少額随契の削減方針を受け、地域経済にも配慮しつつ、公正性、透明性及び競争性の向上を図るため、公募型見積り合わせ（いわゆる簡易型一般競争入札）の実施要領を定めるものである。

2 定 義

この実施要領において、オープンカウンター方式とは、物品等の調達における見積り合わせにおいて、契約相手方を特定せず、見積り合わせへの参加を希望する事業者から見積書を徴することにより、契約相手方を決定する方式をいい、本要領に定めるほか、その他の手続きについては、一般競争入札の手続きを準用するものとする。

3 対象調達

見積り合わせを行う物品等の調達のうち、予算決算及び会計令第99条第2号（建設工事を除く）、第3号、第4号及び第7号の規定に該当するもので、見積書の提出を公募することが適当と判断する調達とする。ただし、会計法第29条の3第4項による競争を許さない随意契約を行う場合、緊急を要する場合及び本方式を採用することが適当ではないと判断した場合はこの限りではない。

4 実施手順

- (1) 鹿屋経理隊契約班は、見積り合わせにより調達しようとする物品等の調達情報を「海上自衛隊調達情報ホームページ」及び「鹿屋経理隊入札室入口」に掲示します。また「鹿屋航空基地、鹿屋市役所及び鹿屋商工会議所ホームページ」などから閲覧も可能です。
- (2) 事業者は、要求件名リストから受注希望案件を選定し、参加申し込みを行います。契約班から仕様書等を受領し、内容を確認いただいた上で、提出期限までに見積書を契約班へ提出していただきます。見積書は原本に限ります。(F A

Xやメールでの提出は認められません。)提出いただいた見積書を審査し、予定価格の範囲内で最も安価な見積書をいただいた事業者を契約相手方とする、いわゆる簡易型一般競争入札ですので、一度提出いただいた見積書の差替え、変更及び取消しは行えません。

- (3) 見本等の提出が参加の条件とされている案件の場合は、事前に提出していただき、審査を受けるものとします。審査に合格した事業者が見積書を契約班に提出することができます。
- (4) 契約班において見積書を審査し、契約相手方を決定します。なお、同価格の見積書が2者以上ある場合には、当該者によるくじ引き等による抽選といたします。ただし、何らかの理由で参加が困難な場合は、当該契約事務に関係のない職員の代理抽選となります。

また、見積合わせの結果について問い合わせがあった場合は、決定業者、契約金額、応札者数について個別に回答するものといたします。

- (5) 同等品申請については、それぞれ担当者にお問い合わせください。

5 参加資格

- (1) 予算決算および会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当します。

- (2) 予算決算および会計令71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 見積の提出者は、以下アからエのいずれかの条件を満たす者でなければなりません。

なお、条件を満たす者であっても、本契約の契約担当官との間で締結した契約において、過去1年間に正当な理由なく、契約を履行しなかった者、又は大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官若しくは海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者は、見積提出者として認めません。

ア 全省庁統一資格「物品の製造」、「物品の販売」、「役務の提供等」のC又はD等級に格付けされ、かつ競争参加地域が「九州・沖縄」である者又は当該資格を有していない者あつては、競争執行の日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該資格を有すると認められるものであること。

ただし、仕様内容等により契約担当官等が必要と認める場合は、等級をA又はBに格付けされた者を含めることができる。

また、見積提出依頼をおこなっても見積提出者がいない若しくは見積提出者との商議が不調となったために再度見積提出依頼を行う場合又は同一年度

中に同一物品若しくは役務の調達においてオープンカウンター方式による見積提出依頼を行った結果、A又はBの等級に格付けされた事業所からしか見積の提出が確認されなかった場合はA又はB等級まで範囲を拡大します。

イ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第52条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97条）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）

ウ ア又はイに該当しない中小企業者であって、同一の相手方（公的機関、民間企業のいずれを問わない）に対し、直近1年間で1か月以上にわたり、常時継続的に物品を納入し、又は役務等を提供している実績が確認できる事業者。

エ 見積の提出日までの1年間において、本契約の契約担当官との間で契約を締結した実績がある事業者（アの競争参加資格において、A又はB等級に格付けされている者は除く、ただし、A又はB等級まで範囲を拡大した場合はその限りではない。）

6 見積書の無効

- (1) 参加資格を有しない者の提出した見積書
- (2) 記名を欠く見積書
- (3) 金額を訂正した見積書
- (4) 誤字脱字などの理由により、意思表示が不明瞭である見積書
- (5) 見積に関する条件に違反した見積書